

たばこは地元から!!
～たばこ税は
貴重な財源です～

平成30年 春の火災予防運動週間

【期 間】 4月1日（日）から4月7日（土）

【防火標語】

「火の用心 ことばを形に 習慣に」

《期間中の主な行事》

① 防災行政無線吹鳴

【藤里町役場】

〔日時〕 4月1日（日）午前7時

② 消防団による警戒巡回

【藤里町消防団】

消防団車両が警鐘（カーンカーン）を吹鳴しながら、町内を巡回します。



全国統一防火ポスター

【お問い合わせ先】

二ツ井消防署藤里分署 ☎79-1119

林野火災防止にご協力をお願いします

藤里町では昨年より積雪が多い状況です。今後雪解けが進み空気が乾燥してくると、林野・原野火災が多発する可能性がありますので、次の点に注意しましょう。

- ① 空気が乾燥しているとき、風の強いときはたき火をしない。
- ② 枯れ草など燃えやすいものが周囲にある場所では、たき火をしない。
- ③ 風が弱くても突風などで飛び火するおそれがあるため、終了までその場を離れない。
- ④ たき火をする時は、水バケツやスコップなどの消火用具を準備する。
- ⑤ 後始末は十分に行い、完全に消火したことを確認してからその場を離れる。
- ⑥ たばこの投げ捨ては、絶対に行わない。
- ⑦ 山林内の休憩所など吸い殻入れのある場所以外では、たばこを吸わない。
- ⑧ ゴミは焼却せず、定められた方法で処理する。

【お問い合わせ先】

二ツ井消防署藤里分署 ☎79-1119

国民健康保険の手続きを忘れずに！！

春は進学・就職等による異動が多い時期です。こんなときは14日以内に忘れずに届け出をしましょう。

【国保加入の手続きが必要な場合】

・職場の健康保険などをやめたとき

※健康保険資格喪失証明書を必ずご持参ください。

（扶養者がいる場合はその届出も必要です。）

・ほかの市区町村から転入したとき

・子どもが生まれたとき

【国保脱退の手続きが必要な場合】

・職場の健康保険などに加入したとき

※新しい健康保険証を必ずご持参ください。

（扶養者がいる場合はその届出も必要です。）

【保険証の変更手続きが必要な場合】

・お子さんが進学等で町外へ住所を変更するとき

届出が遅れると・・・

○資格のない保険証で診療を受けた場合、国保が負担した医療費は後で返還していただきます。

○ほかの健康保険などに加入すると、保険税が二重払いになってしまうことがあります。

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 国保担当（役場1階⑤窓口） ☎79-2113